保育料について

- ◎3~5歳の全ての子どもたちの保育料が無償となります。但し、実費徴収費用(食材料費、行事費など)は、保護者の負担となります。
- ◎○~2歳は、住民税非課税世帯の子どもたちの保育料が無償となります。
 - ◆教育標準時間認定(1号認定)を受けた子どもの利用者負担(月額)
 - ·町民税非課税世帯→主食費550円
 - 町民税所得割課税額(77,100円以下)→主食費550円
 - 町民税所得割課税額(77,101円以上)→3,270円(主食費550円 副食費2,720円)
 - ◆保育認定(2号認定)を受けた満3歳以上の子どもの利用者負担(月額)
 - ・町民税非課税世帯、町民税所得割課税額(77,101円未満)まで→主食費550円
 - ・町民税所得割課税額(77,101円以上)→4,770円(主食費550円 副食費4,220円)
 - ◆保育認定(3号認定)を受けた満3歳未満の子どもの利用者負担(月額)

【保育認定(3号認定)】

階層区分			利用者負担額		
		階層区分	保育標準時間	保育短時間	
			休月际华时间	(1日8時間まで)	
第1		生活保護世帯	の円	0円	
			第1子 O円	0円	
第2		町民税非課税世帯	第2子 O円	0円	
			要保等世帯O円	0円	
		町民税所得割課税額	第1子 12,000円	11,800円	
第3		48,600円未満	第2子 O円	0円	
ある			要保等1子 5,500円	5,350円	
			要保等2子 〇円	0円	
		48,600円以上	第1子 18,000円	17,700円	
			第2子 O円	0円	
第4		57,700円未満	要保等1子 6,000円	5,850円	
		要保77,101円未満	要保等2子 〇円	0円	
		97,000円未満			
	1	97,000円以上	第1子 25,000円	24,600円	
第5		133,000円未満	第2子 O円	0円	
35O	2	133,000円以上	第1子 29,000円	28,500円	
		169,000円未満	第2子 O円	0円	
	1	169,000円以上	33,000円	32,500円	
		213,000円未満	33,00013		
第6	2	213,000円以上	37,000円	36,400円	
第0		257,000円未満	37,00013		
	3	257,000円以上	41,000円	40,300円	
		301,000円未満	41,00013		
	1	301,000円以上	45.000円	44,300円	
第7		333,000円未満	+0,00013	7-,00013	
	2	333,000円以上	49,000円	48,200円	
		365,000円未満	+0,00013	70,20013	
	3	365,000円以上	53,000円	52,200円	
		397,000円未満	55,00013		
第8		397,000円以上	62,000円	61,000円	

①時間外保育料(延長保育料)

※ 保護者の就労等の理由で保育時間を超えて保育を した場合1時間あたり200円を徴収します。

区分	単位	保育料
保育認定(2号・3号) を受けた子ども	1時間	200円

②一時保育料分

区分	単位	保育料
1 歳児以上~	4時間まで一律	1,000円

- ※未就園児の世帯で保育が必要と認められる 世帯は、認定申請書を提出し、一時的に 子どもを預かります。
- ※4時間以降は1時間ごとに200円追加(8時間まで) ※満3歳未満児の非課税世帯は月額11,300円まで 無償。
- ※満3歳以上児は4時間1,000円のうち160円と 15時を超える保育は副食費1食60円を実費負担 とし、保育料分月額11,300円まで無償とする。

③預かり保育料分

区分	単位	保育料			
3歳児以上 (1号認定児)	1時間	200円			

- ※教育標準時間認定で保育が必要と認められる 世帯は、認定申請を提出し、13時30分から 15時30分まで預り保育を行います。
- ※日額450円に利用日数を乗じた額と 月額11,300円までの少ない額を無償とする。
- ※15時を超える保育は副食費1食60円を実費負担 とする。

%1

%3